

開設場所	開設日		2月					開設時間
	12	14	18	19	20			
	火	木	月	火	水			
有田市文化福祉センター 3階 大会議室	●	●					9:30～16:00	
湯浅納税協会 3階 会議室			●				9:30～15:00	
有田川町役場 吉備庁舎 3階 中会議室				●				
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室					●			

※有田市会場は、有田市民会館から変更になっています。

※表に記載のある会場は、湯浅納税協会、近畿税理士会場湯浅支部、湯浅税務署の共催で開設しています。

※いずれの会場も正午から13時までは相談は行っておりません。なお、申告会場の混雑状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。

税理士による地区相談会

税理士による確定申告書の書き方などの相談会を無料でを行います。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑などをご持

参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式などを売却した所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」「雑損控除」に関する相談は行っていないので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

☎湯浅税務署 ☎63・5351

平成30年分 所得税確定申告会場

●開設期間／平成31年2月18日（月）
～3月15日（金）

●開設場所／湯浅税務署

※土日を除く。

※2月15日（金）以前は開設していませんが、作成済みの申告書の受け付け・用紙の交付は行っています。

申告相談受け付けは16時までです。なるべく早めにお越しください。なお、申告会場の混雑状況により、16時以前に相談受け付けを終了する場合があります。

※作成済みの申告書の受け付け・用紙の交付は17時まで行っています。

☎湯浅税務署 ☎63・5351

医療費控除の改正

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の

明細書」の添付が必要になりました。

医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

☎湯浅税務署 ☎63・5351

介護保険

介護保険に関する税控除

介護保険料は社会保険料控除の対象です。控除できる金額は、その年に実際に支払った金額、公的年金から特別徴収（年金天引き）された金額です。平成30年中に納めた介護保険料の金額は、次の方法で確認できます。

- 特別徴収（年金天引き）の人／公的年金などの源泉徴収票（1月ごろに日本年金機構などから送付予定）
- ※年金受給者本人以外の社会保険料控除として、確定申告・町県民税申告することはできません。
- 納付書で納めた人／納付書の領収書
- 口座振替で納めた人／口座振替利用明細書（12月中旬に長寿支援課から送付済み）

☎金屋庁舎長寿支援課